

令和元年 第9回宇都宮市教育委員会会議録

- 1 日時 令和元年5月17日(金) 開始時刻 午後1時30分～
- 2 場所 宇都宮市役所13階 教育委員室
- 3 出席者 小堀教育長, 大場委員, 伊藤一委員, 清島委員, 伊藤三千代委員
- 4 説明員 菊池教育次長, 栗原学校教育担当次長, 桐原副参事(国体推進担当), 秋山教育企画課長, 石和総務担当主幹, 増渕学校管理課長, 鈴木学校教育課長, 荒木学校健康課長, 増渕生涯学習課長, 山口文化課長, 掛布スポーツ振興課長, 荒井国体推進課長, 廻谷教育センター所長
- 5 書記 田上課長補佐, 横塚総務担当副主幹, 尾嶋係長, 関係長, 渡邊総括
- 6 傍聴者 1名
- 7 議題
 - (1) 審議事項
 - 議案第16号 令和2年度使用教科用図書採択の基本方針等について
 - 議案第17号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について
 - 議案第18号 宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について
 - 議案第19号 宇都宮市教育支援委員会への諮問について
 - (2) 報告事項
 - 報告第30号 教育行政相談の内容と対応について
 - 報告第31号 平成30年度就学援助の支給状況等について
 - 報告第32号 学校等事件・事故について
 - 報告第33号 平成30年度学校給食費滞納対策の結果について
 - 報告第34号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について
 - (3) その他
 - ① 宇都宮ジャズ・イベント2019
 - ② 宇都宮市小学校特別支援学級合同運動会の開催について

8 議事の内容

教育長

ただいまから、令和元年第9回宇都宮市教育委員会を開会する。
本日の会議録署名委員は、大場委員、伊藤（一）委員とする。

教育長

次に、第7回、第8回教育委員会の会議録について、ご意見などあるか。
（特になし、全員了承）

教育長

それでは、第7回の会議録は、清島委員、伊藤（三）委員に、第8回の会議録は伊藤（三）委員、大場委員に署名をお願いします。
（会議録に署名）

教育長

議案第17号、議案第18号、報告第30号、報告第32号、及び報告第34号は、「個人情報が含まれているもの」であるため、非公開としてよろしいか。
（全員賛成）
全員賛成なので、これについては非公開とする。

教育長

それでは、審議事項に入る。
議案第16号 「令和2年度使用教科用図書の採択の基本方針等について」説明願う。

学校教育課長

- 【説明要旨】**
- 令和2年度使用教科用図書の採択の基本方針については、学習指導要領に示された教育方針や県教育委員会の調査研究資料を参考とし、全ての教科用図書について調査研究を行い、本採択地区の児童生徒に最も適切な教科用図書を採択する。
 - 令和2年度使用教科用図書の採択については、新学習指導要領に基づいて作られた、小学校用教科用図書（「特別の教科 道徳」を除く）、現行の学習指導要領に沿った中学校用「特別の教科 道徳」の教科用図書、小・中学校の特別支援学級で使用する学校教育法附則第9条に規定する教科用図書について、調査研究を行う。
 - 調査研究については、本採択地区の特色に即した小観点を設定する。
 - ・ 県の表記と異なる箇所は学習指導要領や教科用図書検定基準に用いられる表記にあわせたものであり、昨年度の本地区の観点と同じものになっている。
 - ・ 小中学校特別支援学級における大観点1の小観点について、それぞれの児童生徒の発達の段階等に即して、教科用図書を使用することから「目標及び内容に照らし合わせて適切か」という文言に変更している。
 - 河内採択地区教科用図書採択協議会規約の一部改正についてだが、（組織）第4条（6）「宇都宮市小学校代表研究会」を「栃木県小学校教育研究会宇都宮支部」との名称変更に伴い、改正した。

教育長

説明は以上だが、質疑などはあるか。

伊藤（一）委員

令和2年度使用教科用図書の採択に係る調査研究の県の観点と、河内採択地区

	<p>教科用図書採択協議会の観点の違いについては、【大観点3 組織・配列等】において、「組織」が「構成」になっている点と、【大観点1 内容】の小観点において、「目標・内容」が「目標及び内容」に変わっている点である。「組織」から「構成」に変わっている点は、そこに意味があるのか。また、「目標・内容」から「目標及び内容」への変更が、どの程度意味合いが異なるのか、説明いただきたい。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>まず、「目標及び内容」についてだが、「及び」という言葉を使うと、目標と内容の両方にしっかりと対応していくという意味になると捉えている。学習指導要領にもこのように表記されているため、本地区としては学習指導要領に沿った表現に合わせた。また、文部科学省が示している表現に合わせた。</p>
<p>伊藤(一)委員</p>	<p>調査員がこの小観点に沿って調査し、各教科書について十分かどうかを示し、われわれが更にそれについて審議をするということによろしいか。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>各学校の教員である調査員(多い教科では20名弱)が、3日間ほどかけて調査をし、観点に基づいて整理したうえで、資料を作成し、採択につなげていく。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第16号を決定してよろしいか。 (全員了承) 議案第16号を決定する。</p>
<p>教育長</p>	<p>議案第19号 「宇都宮市教育支援委員会委員への諮問について」説明願う。</p>
<p>教育センター所長</p>	<p>【説明要旨】 ○ 障がいのある幼児・児童・生徒の教育上必要な支援の内容、その他適正な就学について諮問する。対象者は、令和2年度小学校入学予定者及び小中学校在籍児童生徒のうち、教育支援委員会での適正な就学先に関する検討を希望するもので、開催回数は令和元年8月から12月までの期間に10回開催する。</p>
<p>教育長</p>	<p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p>
<p>伊藤(一)委員</p>	<p>宇都宮市教育支援委員会の相談希望者は具体的にどこの窓口でどのような形で希望された方なのか。</p>
<p>教育センター所長</p>	<p>教育センターに就学相談に来た方で、相談を進める中で教育センターの方で判断をする場合もあるが、より専門的な視点から判断してもらいたいという場合に教育支援委員会を勧め、保護者がそれを希望した場合である。</p>
<p>教育長</p>	<p>それでは、議案第19号を決定してよろしいか。 (全員了承) 議案第19号を決定する。</p>
<p>教育長</p>	<p>次に報告事項に入る。 報告第31号 「平成30年度就学援助の支給状況等について」説明願う。</p>
<p>学校管理課長</p>	<p>【説明要旨】 ○ 平成30年度の認定者数は3,815人で、前年度と比較し93人増加している。また、認定となった家庭状況は、ひとり親家庭が多く、全体の約8割を占めている。 ○ 支給人数は小中学校合計が3,485人で、前年度と比較し138人増加しているが、支給金額は前年度と比較し減少している。その理由は、前年度3月</p>

に支給する支給品目を，平成29年度から小学校分を新設，中学校分を増設したことに伴い，29年度のみ7月に支給したことから，その分が一時的に増額したことによるものである。

- 昨年度実施した，小中学校の学校諸経費等の状況の調査を基に「入学関係費目の支給額の増額」，「卒業アルバム購入への支援の開始」，「修学旅行費の早期支給の実施」の3点について制度の改善を行った。

教育長

伊藤(一)委員

説明は以上だが，質疑などはあるか。

支給費目の中の，「学用品 通学用品費」とは具体的にどんなものか。また，「入学準備金」，「新入学学用品費」とは何か。

学校管理課長

「学用品 通学用品費」は，「学用品」と「通学用品」とに分かれる。「学用品」とは，各教科及び特別学習に通常必要とする学用品である。「通学用品費」は，小中学校の2年生以上が対象であり，具体的には通学用の靴，上履き，雨靴，雨傘などである。次に「入学準備金」とは，新たに入学する幼稚園生や小学校6年生に支給するもので，これらは小中学校に入学する際に必要となる学用品である。例えばランドセル，靴，通学用の服など，先ほどの通学用品費に含まれていた雨傘や雨靴等が含まれる。また，「新入学学用品費」は「入学準備金」と支給品目は同じであるが，入学後(4月以降)に申請した新入生に対して「学用品費」，「通学用品費」を支給するものである。

大場委員

学校管理課長

「4月認定の1年生」とはどういうことか。

転入，転校した児童生徒である。

大場委員

学校管理課長

転校の時期はどう反映するのか。例えば秋に転校してきた場合はどうなるのか。その場合も，4月以降ということで年額が支給される。

伊藤(一)委員

卒業アルバム購入金額の支給(定額)についてだが，その支給額でおさまるものなのか。

学校管理課長

金額に関しては，要保護，生活保護に対する国の補助単価を基礎としている。以前，家計実態調査をした中で，アルバムと記念品代も含むという部分であり，小学校では1万円程度，中学校では8～9千円程度という実績をとり，国がそれに準じた金額を算出している。市もそれに準じた金額で，この支給額を算出している。

伊藤(一)委員

これは保護者にお渡しするのではなく，足りない部分を要保護，準要保護の支給でも出してもらおうということか。

学校管理課長

そうである。トータルの支給金額を考えたときに，就学援助でカバーできるのは，小学校では97%，中学校は98%という状況である。

伊藤(三)委員

秋の転入でも入学準備金を支給しているということだが，以前の地区で受給しているかどうかの確認はしているのか。

学校管理課長

各市によって支給品目が異なる。例えばPTA会費，児童生徒会費，アルバム代費などは支給していない市もある。平成29年の全国中核市の調査によると，児童生徒会費やPTA会費を支給しているのは50市のうち3市しか無かったという状況である。当然ながら，以前の市での支給状況を確認はするが，本市独自の支給もある。

清島委員

PTA会費は年額でこの金額で足りているのか。宇都宮市のPTA会費の平均

生涯学習課長	<p>はどれくらいか。</p> <p>平成29年度のPTA会費だが、まず小学校の平均は、5,595円である。最低金額が年額3,600円で、最高金額が年額8,700円である。中学校については平均が4,766円で、最低金額が年額3,000円、最高金額が年額7,200円である。</p>
教育長 学校管理課長	<p>その金額の差についてはどうか。</p> <p>昨年、就学援助等に関する課題の洗い出しを行った。そこで新たに、修学旅行費の早期支給等の見直しを行った。PTA児童会費の金額が低いのではという話が出ている。それを今年度から検討し、見直しを図っていく予定である。</p> <p>それでは、報告第31号を承認してよろしいか、 (全員了承)</p>
教育長	<p>報告第31号を承認する。</p>
教育長 学校健康課長	<p>報告第33号 「平成30年度学校給食費滞納対策の結果について」説明願う。</p>
	<p>【説明要旨】</p> <p>○ 平成30年度の滞納者数及び滞納金額は過去最少の32人、764,749円となった。収納率は昨年と同率の99.96%となっている。</p> <p>○ 今後の取り組みとして、現年度分「滞納額ゼロ」に加え、児童・生徒在学中の滞納学校給食費完納を重点目標とし、各小中学校の滞納対策本部を中心に積極的に滞納対策を実施した。また、就学援助制度等の利用の勧奨や児童手当からの充当徴収の活用を進めるなど、着実な滞納対策を実施し、適正な学校給食の運営に努める。</p>
教育長 伊藤(一)委員 学校健康課長 伊藤(一)委員 学校健康課長	<p>説明は以上だが、質疑などはあるか。</p> <p>給食費はどのように徴収しているのか。</p> <p>基本は口座振替である。学校が指定する口座に振り込んでいただいている。</p> <p>口座振替による徴収は、ほぼ100%に近いのか。</p> <p>ほぼ100%口座振替で徴収している。ただ、入金が滞ってしまった場合などは、現金で徴収する場合もある。</p>
教育長	<p>それでは、報告第33号を承認してよろしいか。 (全員了承)</p> <p>報告第33号を承認する。</p>
教育長	<p>次に「その他」の案件になるが、その他の案件については、資料提供のみであるので、後ほどご覧いただきたい。</p>
教育長	<p>【公開できる案件の終了】</p> <p>これからの議案は非公開の案件であるため、傍聴者等の退席をお願いする。</p>

【傍聴者の退席，非公開審議の開始】

- 議案第17号 宇都宮市生涯学習センター運営審議会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 議案第18号 宇都宮市教育支援委員会委員の委嘱について
⇒ 決定
- 報告第30号 教育行政相談の内容と対応について
⇒ 承認
- 報告第32号 学校等事件・事故について
⇒ 承認
- 報告第34号 宇都宮市教育支援委員会から答申を受けた対象者の就学先について
⇒ 承認

【非公開審議の終了】

教育長

その他委員の皆様から何かご意見などあるか。

教育長

最後に，事務局から連絡事項をお願いします。

事務局

連絡事項説明（教育企画課長補佐）

- 6月教育委員会等の日程について
 - ・ 6月 6日（木） 午後1時30分～ 教育委員会臨時会
 - ・ 6月13日（木） 午後1時30分～ 教育委員会定例会

教育長

以上をもって，本日の委員会を閉会とする。

終了時刻 午後2時49分

署名委員

署名委員
